



神奈川県

健康医療局生活衛生部生活衛生課

令和2年度

食の安全検査情報

令和4年3月

I-9 食品添加物

(1) 輸入食品の指定添加物

輸入食品 204 検体について国内での使用が認められている食品添加物の検査を実施したところ、違反が疑われる菓子類が 1 検体ありましたので、輸入者を管轄する自治体に通報しました。

また、令和元年度の検査で違反が疑われ輸入者を管轄する自治体へ通報した清涼飲料水は、令和 2 年度に通報先の自治体から食品添加物の使用基準違反であった旨の報告がありました。

品 目	検 体 数	検 査 項 目								違 反 数
		着 色 料	保 存 料	漂 白 剤	甘 味 料	発 色 剤	酸 化 防 止 剤	乳 化 剤	防 か び 剤	
肉・卵類及びその加工品	3	0	9	0	0	2	0	0	0	0
乳製品	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0
穀類及びその加工品	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0
果 物	6	0	0	0	0	0	0	0	22	0
野菜果物乾燥品及び加工品	4	12	6	0	0	0	1	0	0	0
漬 物	33	144	72	0	9	0	0	8	0	0
その他の野菜・果物の加工品	27	12	54	7	2	0	4	0	0	0
菓子類	37	120	66	0	8	0	0	16	0	0
清涼飲料水	22	84	59	0	4	0	0	0	0	0
酒精飲料	7	48	6	0	0	0	2	0	0	0
かん詰・びん詰食品	6	0	6	1	3	0	0	0	0	0
調味料	19	96	27	0	3	0	1	4	0	0
そうざい及びその半製品	3	12	6	0	0	0	0	0	0	0
その他の食品	35	192	51	1	6	0	0	8	0	0
合 計	204	720	368	9	35	2	8	36	22	0

○ 検査項目内訳

着 色 料：タール色素 12 種類（食用赤色（2 号、3 号、40 号、102 号、104 号、105 号、106 号）、食用青色（1 号、2 号）、食用緑色 3 号、食用黄色（4 号、5 号））

保 存 料：ソルビン酸、安息香酸、デヒドロ酢酸、二酸化硫黄、パラオキシ安息香酸

漂 白 剤：二酸化硫黄

甘 味 料：サッカリンナトリウム

発 色 剤：亜硝酸根

酸化防止剤：二酸化硫黄

乳 化 剤：ポリソルベート（20、60、65、80）

防 か び 剤：オトフェルフェナル(OPP)、チアベンタゾール(TBZ)、ジフェニル(DP)、イマザリル

○ 輸入品原産国別検体数

品 目	検 体 数	原 産 国 名								
		中 国	韓 国	タ イ	イ タ リ ア	ア メ リ カ	オ ー ス ト ラ リ ア	マ レ ー シ ア	フ イ リ ピ ン	そ の 他
肉・卵類及びその加工品	3	1	0	1	1	0	0	0	0	0
乳製品	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0
穀類及びその加工品	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0
果 物	6	0	0	0	0	0	2	0	2	2
野菜果物乾燥品及び加工品	4	1	0	0	0	1	0	0	1	1
漬 物	33	19	7	0	0	0	0	0	0	7
その他の野菜・果物の加工品	27	15	1	0	6	1	0	0	0	4
菓子類	37	4	1	0	0	3	2	6	0	21
清涼飲料水	22	0	1	2	1	2	2	0	1	13
酒精飲料	7	0	0	0	1	0	1	0	0	5
かん詰・びん詰食品	6	4	0	1	0	0	0	0	0	1
調味料	19	5	1	6	3	0	0	0	0	4
そうざい及びその半製品	3	0	0	2	0	0	0	0	0	1
その他の食品	35	4	4	6	3	6	1	0	0	11
合 計	204	53	15	18	15	14	9	6	4	70

○ 規制

食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)

(2) 輸入食品の指定外添加物

輸入食品 67 検体について国内での使用が認められていない食品添加物の検査を実施したところ、違反はありませんでした。

品 目	検 体 数	検 査 項 目				違 反 数
		着 色 料	甘 味 料	酸 化 防 止 剤	乳 化 剤	
魚介類加工品	1	0	0	1	0	0
漬 物	8	40	2	0	4	0
その他の野菜・果物の加工品	3	10	1	2	0	0
菓子類	13	35	4	5	8	0
清涼飲料水	2	5	1	0	0	0
酒精飲料	4	20	0	0	0	0
かん詰・びん詰食品	5	5	3	3	0	0
調味料	12	50	7	6	2	0
その他の食品	19	75	7	8	4	0
合 計	67	240	25	25	18	0

○ 検査項目内訳

着 色 料：アズルビン、キノリンイエロー、パテントブルー、オレンジⅡ、グリーン S、スーダンⅠ、スーダンⅡ、スーダンⅢ、スーダンⅣ、パラレッド

甘 味 料：サイクラミン酸（チクロ）

酸化防止剤：TBHQ（ターシャリブチルヒドロキノン）

乳 化 剤：ポリソルベート（40、85）

○ 輸入品原産国別検体数

品 目	検 体 数	原 産 国 名							
		中 国	タ イ	ア メ リ カ	韓 国	台 湾	マ レ ー シ ア	イ タ リ ア	そ の 他
魚介類加工品	1	0	0	0	0	0	0	0	1
漬 物	8	7	0	0	1	0	0	0	0
その他の野菜・果物の加工品	3	1	0	0	1	0	0	0	1
菓子類	13	0	0	2	1	3	2	0	5
清涼飲料水	2	0	0	1	1	0	0	0	0
酒精飲料	4	0	0	0	0	0	0	1	3
かん詰・びん詰食品	5	0	4	0	0	0	0	0	1
調味料	12	1	9	0	0	0	0	0	2
その他の食品	19	2	6	2	2	1	0	1	5
合 計	67	11	19	5	6	4	2	2	18

○ 規制：不検出

食品衛生法第10条(昭和22年法律第233号)

(3) 国産食品の指定添加物

国産食品256検体について国内での使用が認められている食品添加物の検査を実施したところ、違反はありませんでした。

品 目	検 体 数	検 査 項 目							違 反 数
		着 色 料	保 存 料	発 色 剤	甘 味 料	酸 化 防 止 剤	品 質 保 持 剤	漂 白 剤	
魚介類加工品	62	108	144	9	16	30	0	0	0
肉、卵類及びその加工品	70	0	81	70	0	0	0	0	0
アイスクリーム類及び氷菓	20	96	0	0	20	0	0	0	0
穀類及びその加工品	4	0	0	0	0	0	4	0	0
その他の野菜・果物の加工品	17	144	44	0	12	0	0	3	0
漬 物	20	48	48	0	16	0	0	0	0
菓子類	26	192	66	0	18	0	0	0	0
清涼飲料水	21	48	65	0	5	0	0	0	0
酒精飲料	5	0	9	0	0	4	0	0	0
調味料	1	0	3	0	0	0	0	0	0
そうざい及びその半製品	3	0	9	0	0	0	0	0	0
その他の食品	7	60	15	0	6	0	0	0	0
合 計	256	696	484	79	93	34	4	3	0

○ 検査項目内訳

着色料：タール色素 12 種類（食用赤色(2 号、3 号、40 号、102 号、104 号、105 号、106 号)、
食用青色(1 号、2 号)、食用緑色 3 号、食用黄色(4 号、5 号))

保存料：ソルビン酸、安息香酸、デヒドロ酢酸、パラオキシ安息香酸、二酸化硫黄

発色剤：亜硝酸根

甘味料：サッカリンナトリウム、アセスルファムカリウム

酸化防止剤：二酸化硫黄、BHA（ブチルヒドロキシアニソール）、BHT（ジブチルヒドロキシトルエン）

漂白剤：二酸化硫黄

品質保持剤：プロピレングリコール

○ 規制

食品、添加物等の規格基準(昭和 34 年厚生省告示第 370 号)